

社会福祉法人高浜市社会福祉協議会ボランティア活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高浜市内におけるボランティア団体の活動を支援するため、社会福祉法人高浜市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が設置するボランティアセンターに登録するボランティア団体の活動に対して予算の範囲内で交付する助成金（以下、「助成金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下、「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 社会福祉法人高浜市社会福祉協議会ボランティアセンターの設置及び運営に関する規程第4条により登録をした団体
- (2) 営利を目的としない団体
- (3) 高浜市内に活動の拠点を置く団体
- (4) 高浜市内の福祉増進および発展に寄与する活動を行う団体
- (5) 助成金申請日の前後1年間に概ね月1回以上の団体の活動または団体の活動に必要な準備、打合せ等がある団体。ボランティアグループを立上げて間もない団体については、立上げにかかる必要な準備・打合せがある団体とする。ただし、団体の活動には、自らの学びや趣味、会員間の互助のための活動は含めないものとする。

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費（以下、「助成対象経費」という。）は、ボランティア団体の活動に必要な経費のうち、別表に掲げるものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、1団体につき20,000円を上限とする。

(助成の対象期間)

第5条 助成の対象となる団体の活動の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付をうけようとする者は、ボランティア活動助成金交付申請書（様式1）を毎年6月末（土曜日、日曜日の場合はその前日）までに提出しなければならない。

(助成金の審査)

第7条 前条の申請書を受理したときは、協議会会長（以下、「会長」という。）は高浜市共同募金委員会による審査会を開催し、その内容を審査する。

(助成金の交付決定)

第8条 会長は、審査会で適当であると認めた場合は、助成の額を決定し、ボランティア活動助成金交付通知書（様式2）により当該申請を提出した者に通知するものとし、適当で

ないと認めた場合はボランティア活動助成金不承認通知書（様式３）により当該申請を提出した者登録団体に通知するものとする。

- ２ 前項の規定により助成金の交付決定を行うにあたって必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

（助成金の交付）

第９条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下、「助成団体」という。）は、前条のボランティア活動助成金交付通知書を受理したときは、速やかにボランティア活動助成金交付請求書（様式４）を提出しなければならない。

- ２ 前項の請求書を受理したときは、助成金を交付するものとする。

（実績報告）

第１０条 助成団体は、ボランティア活動助成金実績報告書（様式５）と次に掲げる書類を添付して当年度３月３１日（土曜日、日曜日の場合はその前日）までに提出しなければならない。

（１） 助成金の使途に該当する全ての領収書

（２） ボランティア活動時の写真

（助成金の取り消し）

第１１条 助成団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取消し、または既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることが。

（１） ボランティア団体の活動等が実施できなかった場合

（２） 虚偽申請や違反が発覚した場合

（３） 助成金の余剰分が発覚した場合

（雑則）

第１４条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表

【助成対象経費】

項目	助成対象経費
交通費	交通費、講師等にかかる費用等。
消耗品・備品費	文房具、雑貨、コピー用紙等の事務用品やタオル、洗剤等の日用品消耗品等。
印刷製本費	広告宣伝費、チラシ・ポスター印刷費や立て看板費、各種デザイン料等。
講師謝礼費	外部講師、出演者、専門的技能を有する協力者等への謝礼
賃借料	活動及びその打合せに係る会場使用料等。
機材等借上料	イベント等で必要な機材等。 例) テント、軽トラ等
先進地視察費	ボランティア活動の継続や発展のために必要な視察。
その他	上記以外で、事業実施に必要不可欠であると審査会で認めたもの

【助成対象外経費】

人件費、講座材料費、昼食代、活動に行くまでの交通費、ボランティア活動保険等。